契　約　書（案）

１業務名　　愛媛県南予地方局八幡浜庁舎自動火災報知設備端末機器更新工事業務
２場所　　愛媛県南予地方局八幡浜支局
（八幡浜市北浜一丁目３番 37 号）
３期間　　契約日から令和９年３月 25 日
４契約額　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
５契約保証金　金　　円

上記について、愛媛県（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）とは、各対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（工事施工）
第１条　乙は、別添設計書及び仕様書に基づき施工すること。

（権利義務の譲渡等）
第２条　この契約によって生ずる権利義務は、第三者に譲渡又は承継しないこと。
ただし、甲の承認を得た場合この限りでない。

（検査及び引渡し）
第３条　乙は、工事が完成したときは、書面をもって甲に通知するものとする。
２　甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して１０日以内に完成検査を行わなければならない。
３　目的物の引渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

（代金の支払）
第４条　甲は、代金を前条に定める完成検査合格後、適正な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

（違約金）
第５条　乙の責めに帰する事由により期間を延長した場合には、甲は、

契約金額から既成部分に対する代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年５％の利息を徴収することができる。

（契約不適合）

第６条　乙は、乙の責めに帰すべき事由により、契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、目的物を引渡し後１年以内に甲から通知があった場合、乙の選択によりこれを修補し、又は代替品若しくは不足分を納入する。

なお、数量不足、外観上の損傷等直ちに発見し得る契約不適合については、完成検査時までに甲からの通知がない場合は、乙は担保の責めを負わない。

２　乙は、前項の定めにかかわらず、修補、又は代替品若しくは不足分を納入することができない場合、契約金額相当額を限度とした損害賠償責任を負う。

３　契約不適合に対する乙の責任は、本条に規定するものがすべてであり、甲において特定の目的を達成することを保証するものではない。

（甲の解除権）

第７条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙から契約の解除願の提出があったとき

（２）乙が期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

（３）乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

（４）乙又は乙の役員等（乙の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第２条第３号に規定する暴力団員等と認められるとき。

３　甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の１を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているとき

は、契約保証金を違約金に充当するものとする。
４　乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）
第８条　乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）
第９条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。
２　甲は、乙が工事の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。
　なお、損害賠償の額は、契約金額を限度とする。また、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

（秘密の保持）
第１０条　乙は、工事を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）
第１１条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（事情変更による契約の変更）
第１２条　契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、工事期間その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金の還付等）
第１３条　乙は、甲による業務完了の確認をうけた後、甲に契約保証金還付請求書を提出するのもとする。

２　甲は、前項に規定する還付請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
３　契約保証金には、利息を付さないものとする。
（※愛媛県会計規則第154条を適用する場合は、第１３条全文を削除する）

（法令等の遵守）
第１４条　乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

（操作方法の伝達、指導等）
第１５条　乙は、目的物の引渡しの際に、機器を円滑に機能させるための取扱説明書を作成し、甲に説明を行うものとする。
２　乙は、工事期間中及び目的物引渡し後も甲の照会に対し、当該機器の操作方法等を提案・助言を行うものとし、必要に応じて実地にて教育・指導を行うものとする。

（契約外の事項）
第１６条　本書に定めない事項については、愛媛県会計規則（昭和４５年愛媛県規則第１８号）によるものとし、規則に定めない事項については、当事者協議のうえ、定めるものとする。

（その他事項）
　この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保有する。

令和８年　月　　日

愛媛県宇和島市天神町７番１号
甲　　愛媛県
南予地方局長　大﨑　陳洋

乙